

令和8年度 白河市「地域おこし協力隊」募集要項

東北の玄関口である白河市は、古くから交通の要衝として発展してきた歴史と文化が息づく県南地域の主要都市です。まちと自然のバランスが良く、東北新幹線をはじめとした交通体系にも恵まれているなど、暮らしやすい生活環境が整っています。

人口減少や高齢化が進行する中、地域の活力の維持、強化につなげるため、失敗を恐れず積極的に活動することができる地域おこし協力隊を以下の通り募集します。

1. 募集分野

○焼き物（陶芸）による地域振興

白河市は江戸時代、白河藩主松平定信が御領の活性化等を目的として白河焼きの作成を命じたなど、古くから焼き物文化のある歴史と文化が息づく城下町です。

東日本大震災を機に浪江町からの避難住民の方が市内に生活の拠点を移し、浪江町の伝統工芸である大堀相馬焼きの工房を市内で構え、市内小中学校で陶芸教室を行ったり、陶芸体験イベントを企画・実施するなど、現在では地域に根付き、焼き物を通じて地域おこしの一助を担っています。

そのため、焼き物文化の継承や振興を行いながら、新たな作品を創り出すことなどを通じて、より魅力のある地域づくりを図ること目的に活動します。

○地域づくりコーディネーター（旗宿地域）

全国的に中山間地域は、人口減少や少子高齢化が都市に先駆けて進行しており、このような中で農村を維持し、次の世代に継承していくためには、集落の現状を踏まえた地域コミュニティ力の強化が欠かせません。

当市では、令和7年度から中山間地域である旗宿地域において、国の補助事業を活用し、農村RMO（農村型地域運営組織）形成推進事業を実施しています。この農村RMOは、地域の暮らしを守るために、その地に暮らす人々が中心となって組織を立ち上げ、地域内の様々な課題の解決に向けて協力し合い、住みよい環境づくりを目指すものです。

この事業に取り組む「旗宿地域づくり協議会」の活動を伴走支援するとともに、活動を通じて将来的に後継者となることを期待します。

2. 募集対象

下記の（1）～（7）全ての要件を満たす方

（1）地域資源の探求に関心があり、積極的に交流や情報発信をしながら地域活性化に取り組んでいただける方

（2）任期終了時に起業又は就業して白河市に定住する意欲のある方

（3）応募時点で、政令指定都市、三大都市圏及び都市地域その他諸条件を満たす地域（注）に在住し、活動期間中、白河市へ住民票を異動させて生活拠点を移すことができる方

または、白河市以外の同一自治体で2年以上地域おこし協力隊として活動経験があり、退任

から1年以内の方

- (4) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、メール、インターネットなど）ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (7) 焼き物の基礎的な知識、ロクロ成形の基本的な技術を有している方、又は、基礎的な知識、技術は有していないが、協力隊に就任後、熱意をもって取り組める方

※焼き物（陶芸）による地域振興応募希望者のみ

（注）諸条件については応募者の現在のお住まいの地域を詳しく知る必要があるため、別途、お問い合わせください。

3. 活動内容

【共通の活動内容】

- ・市が主催する行事への参加
- ・地域住民、企業、各種団体等との積極的な交流や連携
- ・イベントやSNS等を活用した積極的な情報発信

【焼き物（陶芸）による地域振興】

- ・市内工房で焼き物作成の基礎技術習得
- ・焼き物の歴史・文化の発信
- ・焼き物を活用した地域振興事業の企画、実施

【地域づくりコーディネーター（旗宿地域）】

- ・農村RMO形成推進事業に関する運営補助
 - (1) 農用地保全　鳥獣被害防止対策
 - (2) 地域資源活用　特産品のPR活動やイベントの開催
 - (3) 生活支援　高齢者支援、送迎事業
- ・法人化に関する支援
- ・地域活性化に関する活動

※活動内容については、実情に応じて隊員と白河市で協議のうえ、都度変更する場合があります。

4. 募集人数及び勤務場所

募集内容	募集 人数	勤務地（活動地域）
焼き物（陶芸）による地域振興	1名	大堀相馬焼いかり屋窯（白河市全域）
地域づくりコーディネーター（旗宿地域）	1名	白河市農政課（白河市旗宿地域）

5. 任用形態及び任用期間

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員として採用します。
- (2) 委嘱の期間は委嘱の日から年度末まで。(委嘱の日から最長3年間まで更新できます)

6. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：月 17日
 - 土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。
 - ・休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。
 - ・活動に支障がない範囲で副業も可能です。※必ず届出が必要になります。
- (2) 勤務時間：原則8時30分～17時15分 (休憩1時間 1日7時間45分)

7. 報償

月額 207,588円

- ・通勤手当相当額を支給。年2回賞与あり。
- ・退職金及び各種手当はありません。
- ・月額は毎年変動する可能性があります。

8. 活動費

活動に要する費用を補助金として支給します。対象となる経費は以下のとおりです。

- ・住居や活動車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する費用
- ・作業道具、消耗品に要する経費
- ・研修受講に要する経費
- ・定着及び定住に向けた経費 等

9. 待遇及び福利厚生

- ・健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入します。
- ・年次有給休暇等があります。

10. 応募方法

以下の①～⑤の提出書類を以下の提出先まで直接持参又は郵送にてご提出ください。

- ① 白河市地域おこし協力隊応募申請書（第1号様式）
- ② 職務経歴書（任意様式）
- ③ 作文（800字以内で記載してください。）
　　テーマ（下記により選択）
 - a. 地域おこし協力隊という進路を選択した理由について
 - b. 任期を終えたらどのように定住するか
- ④ 住民票の抄本（個人票）
- ⑤ 普通自動車運転免許証の写し

※提出いただいた書類は返却しません。

※封筒に「地域おこし協力隊応募」と朱書きください。

1 1. 募集期間

任用が決定するまで隨時募集（応募があり次第、順次選考を実施します。定員になり次第、募集終了します。）

1 2. 選考方法

(1) 第1次選考

応募用紙等を基に書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考

実際に白河市にお越しいただき、市内見学や意見交換等を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。（選考内容の詳細は、第1次選考結果と併せて通知します。）

(3) 第3次選考

面接を行い、隊員を決定します。面接後、合否結果を通知します。

※選考に要した交通費の一部を市で補助する制度があります。

詳細はお問い合わせください。

1 3. その他

(1) 活動地域、勤務地等の見学案内を隨時受け付けています。地域おこし協力隊に応募する前に、活動地域や勤務地について、実際に足を運び、自分の目で確かめることをお勧めします。

(2) 当市への転入手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住民票を異動させると応募対象ではなくなり、採用が取り消しとなる場合があります。

(3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

(4) 提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。

(6) その他不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

1 4. 書類の提出・お問い合わせ

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所企画政策課移住定住推進係

電話：0248-28-5500

メールアドレス：kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

※この募集は令和8年度予算成立を前提に実施するものです。今後の状況により、募集内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。